

# 火山防災対策に関する行政評価・監視

## 結果報告書

令和4年9月

総務省行政評価局



## 前 書 き

平成 26 年 9 月に発生した御嶽山噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、27 年に活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）が改正され、国は、火山災害警戒地域の都道府県や市町村に対し、火山防災に関する各種対策の実施を義務付けるなど、対策を強化し取組を推進している。

そうした状況において、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として選定された常時観測火山は、日本国内に 50 火山あり、そのうち周辺に住民や登山者等が存在する 49 火山について、令和 2 年 9 月の本行政評価・監視の開始時点では、火山現象の影響範囲にある 23 都道府県及び 167 市町村（延べ 190 市町村）が火山災害警戒地域に指定されていた。

上記の法改正によって、これらの火山災害警戒地域に指定された都道府県及び市町村では、各地域防災計画に警戒避難体制に関する事項の記載が義務化されている。しかし、内閣府の調査によれば、令和 2 年 1 月 31 日時点で必要事項を全て記載済みのものは、延べ 190 市町村のうち 121 市町村にとどまっているなど、火山防災対策は必ずしも十分に進捗していない状況となっていた。

火山については、明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、また、一たび噴火すれば甚大な被害をもたらすおそれがある。加えて、火山現象は多様かつ火山ごとの個別性を有しており、一律の対応では不十分であると考えられることから、国や火山を有する地域の地方公共団体においては、その多様性や個別性に着目してあらかじめの丁寧な検討と対策を講じておくことが極めて重要である。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、火山防災対策を一層推進する観点から、火山現象の多様性や火山ごとの個別性を踏まえつつ、国における火山防災対策の推進状況、地方公共団体における火山防災対策の取組状況等を調査し、関係地方公共団体における火山防災対策の推進に資するために実施したものである。



## 目 次

第1 調査の目的等 .....	1
第2 調査結果 .....	2
1 本行政評価・監視の全体概況 .....	2
(1) 活動火山対策特別措置法の概要 .....	2
(2) 調査対象火山の概要等 .....	5
(3) 第1弾調査の概要等 .....	8
2 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成状況 .....	13
3 避難訓練の実施状況 .....	26
資料編 .....	41